

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

2020年3月25日

各 位

3月社長記者会見

1. 中期経営計画（2020年度～2022年度）について <資料1 参照>
2. 2020年度業務計画について <資料2 参照>
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度の対応について
<資料3 参照>

以 上



中期経営計画

2020年度－2022年度

2020年3月25日

株式会社名古屋証券取引所

1. 名証の使命

わが国の重要な産業集積地である中部経済圏に所在する証券取引所として、中部地域の一層の経済発展に寄与するとともに、全国の企業、投資家等に対し、独自性のある市場サービスを提供することを使命とする。

独立した経済インフラとしての“2つの役割”

地域経済圏に証券取引所が存在することによるメリットの提供

全国に複数の証券取引所が存在することによる選択肢の提供

上場企業



I R 業務や情報発信に対するサポートなどによる国内上場先としての選択肢の提供

取引参加者



自主規制業務に関連する有用な情報や、個人投資家・顧客へのアプローチ機会の提供

投資家等



投資情報入手のためのイベント等の実施や、金融リテラシー向上へのサポート

2. 基本目標

名証の特色を活かしたサービスを提供することにより、新規上場の誘致・市場規模の拡大、ブランドの確立・プレゼンスの向上、顧客満足度の向上を目標とする。

名証の特色

- Face to Face のコミュニケーション
- きめ細やかで丁寧な対応
- 進取の気質とコンパクトさを活かした機動力



特色を活かした業務
の遂行とサポート・
サービスの提供

名証への新規上場促進

名証上場企業への取組み

名証取引参加者への取組み

個人投資家・一般への取組み

安定的・持続的な市場運営

新規上場の誘致
市場規模の拡大

信頼性・公正性の確保
安定した市場運営

ブランドの確立
プレゼンスの向上

顧客満足度の向上

※ 顧客 = 企業（上場企業・未上場企業）、取引参加者、投資家等

3. 主な取組み事項

(1) 名証への新規上場促進

名証上場のメリットをPRするとともに、上場に関する情報提供等を行い、名証への新規上場を勧誘する。

- ◆ 訪問実績のない名証未上場企業へのアプローチを積極的に行うとともに、アプローチ済みの企業に対しては、フォローアップを継続する。
- ◆ IPOの促進にあたっては、当取引所主催あるいは他機関との共催によるIPOセミナーの開催や、地域金融機関との連携によるIPOサポートを実施する。
- ◆ 外部団体等が実施するスタートアップ支援について、必要な協力を行っていく。

(2) 名証上場企業への取組み

I R活動をはじめ企業の情報発信をサポートするとともに、上場関連規則に関する照会等に対し丁寧な対応を行うなど、名証上場メリットの向上に努める。

- ◆ 企業のI R活動へのサポートとして、日本最大級のI Rイベントである「名証I Rエキスポ」の継続開催や、個別企業に係るI Rセミナー等を開催するほか、企業ニーズに応じた各種サポート等も実施する。
- ◆ 適時開示やコンプライアンスなど、上場管理に関する有用な情報提供を行うとともに、実務担当者のネットワーク組織である「名古屋株式事務研究会」、「名証I R懇談会」の事務局を務めるなど、上場企業に必要とされる様々な業務へのサポートを行う。
- ◆ 上場企業に対し、役員による決算面談あるいは個別訪問を通じて、緊密なコミュニケーションを図る。

(3) 名証取引参加者への取組み

自主規制関連情報やノウハウの提供を行う一方、個人投資家との接点を提供するためのイベント等を開催する。

- ◆ 実務担当者を対象としたコンプライアンスセミナー等を毎年開催するほか、証券業務における課題等に関する情報提供や情報共有を行うための勉強会等を実施する。
- ◆ 「名証 I R エキスポ」における証券会社専用エリアを設置するほか、顧客・個人投資家向けの共催セミナーを開催するなど、個人投資家を対象としたイベントへの参加機会を提供する。
- ◆ 取引参加者に対し、役員による個別訪問を行うなどしてコミュニケーションの促進を図る。

(4) 個人投資家・一般への取組み

名証の市場や上場銘柄に関する情報を提供し、認知度を高めるとともに、金融リテラシー向上への取組みを行い、証券知識の普及や個人投資家の裾野拡大を目指す。

- ◆ 「名証 I R エキスポ」や I R セミナーなど、個人投資家を対象としたイベントを開催し、名証上場銘柄に関する情報を提供することで認知度向上に努める。
- ◆ 小学・中学・高校・大学生などの年代に応じたイベントを開催するほか、行政機関や他の団体とも協力し、大学等の授業に講師を派遣する。
- ◆ 証券団体の共同事業である「証券知識普及プロジェクト」への参画を継続し、証券知識の普及に注力する。

(5) 安定的・持続的な市場運営

自主規制機能の発揮、システムの安定稼働、収益基盤の維持等により、市場インフラとしての役割を果たす。

- ◆ 市場区分や上場関係諸基準等、市場構造のあり方等を検討する。
- ◆ 監督当局や他の自主規制機関とも連携し、自主規制機能を適切に発揮する。
 - 上場に係るその時々の上社会的要請等に対応しつつ、上場審査・上場管理業務を的確に遂行する。
 - 投資家の発注環境等の変化も踏まえ、不公正取引等への厳格な対応を行うための市場監視・売買審査業務に注力する。
 - 他の自主規制機関と連携し、証券会社の売買管理態勢等が適切に行われているかなど、的確な考査業務を実施する。
- ◆ 自社システム等の安定稼働に資する適切なリスク管理を行う。
- ◆ 収益基盤の安定を図るとともに、必要な人材を確保・育成する。

4. 取組み目標

- ◆ 新規上場の勧誘において、訪問実績のない未上場企業へのアプローチは、年間120社程度を目指す。
- ◆ 新規上場企業数については、経済環境・市況の変化に左右されるものの、厳格な上場審査を維持しながら、年間5社程度の新規上場を目指す。
- ◆ 当取引所が主催するイベント等については、参加者等への満足度調査を原則として実施し、高評価（5段階評価の場合は4以上）が8割以上となることを目指す。

2020年3月25日

株式会社名古屋証券取引所

2020年度 業務計画

1. 名証の魅力向上

(1) 新規上場の促進等

① 中部地区のみならず、関東・関西等の未公開企業を個別訪問し、名証への単独上場を直接アピールする。

また、中部地域の既上場企業に対しても名証への重複上場を促すため、個別訪問を実施する。

② 名証主催のIPOセミナーを開催（年3回予定）する。

また、IPO関係者とも積極的に接触を図り、上場予備軍の新規開拓、名証市場の魅力などを伝えていく。

加えて、東証の市場再編の動向に合わせ、必要に応じて東証既上場企業及び東証へのIPO志向企業へのアプローチを行う。

(2) 名証市場の認知度向上・利用促進

① 事前公表型の自己株式取得に関し、上場企業及び幹事証券会社に対し名証の利点をアピールしながら、名証市場の利用促進活動を実施する。

② ETF市場の認知度向上及び流動性向上を目的に、プロモーション活動を実施する。

③ 名証単独上場銘柄の流動性向上を目的に、単独新規上場企業に対し、地元の証券営業担当者を対象とした企業説明会を無料で開催する。

④ 名証市場の魅力向上（重複上場の誘致）を目的に、重複新規上場会社に対し、個人投資家向け説明会を無料で開催する。（上場後6か月以内）

⑤ 名証市場の状況、市場動向に関する調査・分析、名証の取組み等に関する情報を掲載した「名証通信 -Communication Letter-」を発行し、上場企業、取引参加者、マスコミ、一般投資家等に対して有用な情報を提供する。

⑥ 広告その他宣伝媒体の有効な活用を検討・実施し、一般向けに名証の存在をアピール

する。

(3) 上場企業及び取引参加者に対するサービス・サポートの強化

- ① 上場企業に対し、多様な I R 活動の場を提供するため、「名証 I R エキスポ」(9 月 11 日・12 日予定) や I R セミナー等を開催するほか、I R エキスポ出展企業と証券アナリストとの個別面談の場を (12 月 11 日) 東京地区で設定する。

なお、I R セミナーについては、従来の名古屋・東京・大阪での開催の他、札幌市と福岡市での開催を検討する。【新規】

また、「名証 I R 懇談会」の事務局として、上場企業の I R 活動を側面から支援する。

- ② 上場企業向けサービスの一環として、新卒採用サポートを実施する。

また、就職支援会社の WEB 上で、名証上場会社の採用支援活動のサポートを行う。

- ③ 上場企業の実務担当者向けに、時節に即した適時開示上の注意点等に関する説明会を開催するほか、インサイダー取引規制等のコンプライアンス体制の向上支援のためのセミナーを開催するなど、有用な情報提供を継続する。

また、「名古屋株式事務研究会」の事務局として、上場企業の株式関係事務の合理的運営と能率向上を側面から支援する。

- ④ 上場企業間の親睦及び上場企業との意見交換の場として「名証上場企業交流会」を開催 (2 月予定) する。

また、中部以外の地域に本社のある重複上場企業とのコミュニケーションを円滑にするための個別訪問を実施する。

- ⑤ 取引参加者の顧客向けサービスへのサポート及び名証単独上場銘柄の知名度向上を目的として、取引参加者と共催セミナーを開催 (9 月～3 月予定) する。

- ⑥ 取引参加者等と連携しながら株式投資の魅力を訴求することを目的に一般投資家を対象とした「上場企業工場 (施設) 見学ツアー」等を開催する。【新規】

- ⑦ 取引参加者の顧客向けサービスへのサポート及び I R エキスポの集客力向上を目的として「I R エキスポ協賛セミナー」を開催 (9 月 11 日・12 日予定) する。

- ⑧ 取引参加者とのコミュニケーションを促進するための個別訪問を実施する。

- ⑨ 取引参加者の従業員向けサポートを目的として、著名講師による研修セミナーを開催する。

また、取引参加者各社の IT 技術の活用や IT リテラシー向上の寄与するため、Fintech

勉強会及び IT 実務研究会を開催する。

- ⑩ 取引参加者向けサービスの一環として、新卒採用サポートを実施する。

また、就職支援会社の WEB 上で、取引参加者の採用支援活動のサポートを行う。

2. 名証市場の信頼性・公正性の向上

(1) 適切な自主規制機能の発揮

- ① 上場監理業務を適切に遂行するため、証券取引等監視委員会、東海財務局等との情報交換を定期的に行うなど、監督当局との連携を図る。

また、上場審査及び上場管理に係る各種情報交換や事例研究を目的とした「全国証券取引所連絡会議」に参加し、上場審査及び上場管理の機能向上及び担当者のスキルアップを図る。

- ② 上場制度の整備等を必要に応じて実施するほか、上場監理業務の適切な遂行のために必要な取組みを実施する。

なお、東証における市場構造の見直しの状況を踏まえ、当取引所における市場構造の在り方を検討する。

- ③ 市場監理を適切に遂行するため、監督当局や他の金融商品取引所との連携を図り、売買審査上有益な情報交換を実施する。

また、売買審査担当者のスキルアップを図るため、証券取引等監視委員会の研修等に参加する。

- ④ 取引参加者監理業務を適切に遂行するため、考査（他の自主規制機関との合同検査）を実施する。

また、考査担当者のスキルアップを図るため、考査に有用な各種研修等に参加する。

- ⑤ 当地域の取引参加者のコンプライアンス業務の質的向上を図るため、「コンプライアンス実務担当者向けセミナー」を開催する。

(2) 市場インフラの信頼性・安定性の向上

- ① システムリスク分析・障害分析・障害対応訓練等を継続的に実施することにより、システムリスク管理の実効性向上に努める。

- ② セキュリティリスク対策を検証し、実効性向上等に向け、必要な改善に取り組む。

- ③ 災害時等における市場業務継続のための訓練等を実施する。
- ④ 市場機能向上のための制度整備等を必要に応じて実施する。

3. 投資知識普及活動の実施

- ① 「証券知識普及プロジェクト」（事務局：日証協）に参画し、関連イベント等の広報活動に協力する。
- ② 小学生及び中学生を対象に、暮らしと経済や株式会社との関係について講義やボードゲームを通じて学習してもらい親子経済教室を開催（夏休み期間中の開催を予定）する。
- ③ 名証市場及び上場銘柄の認知度向上並びに若年層の金融リテラシー向上及び金融経済教育の充実の一助となることを目的に、学生を参加対象とした「名証株式投資コンテスト」を開催（10月～12月予定）する。
- ④ 当取引所への見学に対応し、団体申込みのあった見学者に対する要望に沿った説明等の実施や見学内容の充実に努める。
- ⑤ 教員の金融経済教育に関する研究への支援等を行う。
- ⑥ 行政機関等と連携し大学等の授業に講師を派遣し、証券取引所の役割や証券投資等についての講義を行う。【新規】

4. その他

- ① 現下の新型コロナウイルス感染拡大に対して、BCPの観点から引き続き的確な対策を講じる【新規】
- ② 情報提供契約者数の増加を図るため、名証相場情報の利用者に対し、契約締結・情報料支払い交渉を随時実施する。
- ③ 内部監査により法令諸規則の遵守状況等を検証する。
- ④ 全従業員を対象に情報管理に関する社内教育を実施する。

以上

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応について

2020年3月25日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念は、マクロ経済の動向や企業業績に与える影響の不確実性の増大を通じ、実体経済と株式市場の双方に大きなインパクトを与えております。

当取引所では、企業活動への影響度合いを踏まえ、上場会社及び上場申請（予定）会社に対する現行の上場制度の適用につき、実態に応じた柔軟な取扱いを可能にするため、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した特例を新設いたします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場審査基準の特例 (1) 監査意見	<ul style="list-style-type: none"> 上場申請会社において、新型コロナウイルス感染症の影響により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部指定、市場変更基準においても同様の取扱いとします。
2. 上場廃止基準の特例 (1) 債務超過 (2) 業績	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。 セントレックスの上場会社が新型コロナウイルス感染症の影響により営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合（上場廃止の猶予期間に入っている上場会社については正とならなかった場合）は、その年度の業績は対象外とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定替え基準においても1年間の猶予期間を新設します。
3. その他 (1) 再申請に係る上場審査料の無料化	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により上場承認に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・パブリック・コメント手続き終了次第、速やかに施行します。
- ・2. については、2020年3月13日以後の日を事業年度の末日とするものから適用します。

以 上